

「各種事務事業の取扱い」

27 スポーツ・体育施設分科会

長岡市・与板町合併協議会

| 項番 | 事務事業 コード | 各種事務事業 | 変更 | 分類 | 調整方針案 |
|-----|-------------|------------------------|----|-----------|---|
| 276 | 010101 | 学校施設の開放 | | 当分の間現行どおり | 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。 |
| 277 | 010201-1 | 管理運営体制（体育館） | | 当分の間現行どおり | 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。 |
| 279 | 010201-3 | 管理運営体制（テニスコート） | | 当分の間現行どおり | 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。 |
| 280 | 010201-4 | 管理運営体制（野球場） | | 当分の間現行どおり | 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。 |
| 281 | 010201-6 | 管理運営体制（その他運動施設（運動広場等）） | | 当分の間現行どおり | 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。 |
| 286 | 020206 | スポーツ振興報奨金 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 287 | 040101 | 市民総合賠償補償事務 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度を基に統一する。 |
| 288 | 020207 | 体育指導委員の報酬等 | 経過 | 合併後に統一 | 新制度を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。 |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

276

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目 (分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | | |
|---|-----------|--|--------|--|-----------|--|---------|--|
| 27 | スポーツ・体育施設 | 01 | 社会体育施設 | 01 | 学校体育施設の開放 | 01 | 学校施設の開放 | |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | 与板町 | | |
| <p>1 事業概要 長岡市立学校条例に基づき、地域住民等が直接に学校長の許可を得て使用する学校開放のほか、教育委員会が長岡市立学校体育施設開放条例に基づき、種目及び学校を指定し、管理指導員を配置して開放している。</p> <p>2 開放施設 体育館2 (小1、中1) 武道場1 (中1) テニスコート1 (中1) 夜間照明グラウンド4 (中4)</p> <p>3 管理体制 教育委員会が関与する開放については、管理指導員を配置し管理。</p> | | <p>1 事業概要 中之島町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則に基づき、社会体育の普及振興のために、学校教育に支障のない範囲で一般町民に開放する。</p> <p>2 開放施設 小中学校の体育館、小学校のグラウンド</p> <p>3 管理体制 教育委員会で管理 (体育館の鍵は、役場及び地域住民で管理)</p> | | <p>1 事業概要 町民のスポーツの場として、小中学校体育施設を開放する。</p> <p>2 開放施設 越路小学校、越路西小学校 越路中学校、塚山中学校</p> <p>3 管理体制 教育委員会で管理 2か月ごとに予約更新</p> | | <p>1 事業概要 与板町学校体育施設設備運営協議会規則に基づき、住民のスポーツ振興のため学校運営に支障のない限りの平日ならびに土曜日及び休日を開放する。</p> <p>2 開放施設 与板小学校 屋内運動場及び屋外運動場 与板中学校 屋内運動場、屋外運動場及び屋外プール</p> <p>3 管理体制 教育委員会で管理 ・毎月1回利用調整・利用申請 ・鍵等の管理は、学校近くの住民の方をお願いしている。</p> | | |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課題 | | |
| <p>1 事業概要 平日の夜間及び土日・祝祭日に小中学校の体育館及びグラウンドを開放する。</p> <p>2 開放施設 三島中学校体育館・グラウンド 脇野町小学校体育館・グラウンド 日吉小学校体育館・グラウンド</p> <p>3 管理体制 各施設とも管理人は無し。 鍵等の管理について、三島中学校、脇野町小学校は町体育館で、日吉小学校は、近くの住民の方をお願いしている。(日吉小学校については、町で予算措置)</p> | | <p>1 事業概要 学校教育に支障のない範囲で、村民の体育、文化及び地域活動の普及推進のため施設を開放する。</p> <p>2 開放施設 体育館、グラウンド、教室、ナイター施設</p> <p>3 管理体制 学校長が許可 教育委員会で管理</p> | | <p>1 事業概要 学校教育に支障のない範囲で、町民の体育、文化及び地域活動の普及推進のため施設を開放する。</p> <p>2 開放施設 体育館、グラウンド、教室</p> <p>3 管理体制 定期利用団体会議(年2回)の開催により利用調整 カギを町民に管理委託</p> | | <p>調整方針案</p> <p>当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。</p> | | |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

277

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目(分科会) | 中項目 | 小項目 | 各種事務事業 | |
|--|---|---|--|-------------------------|
| 27 スポーツ・体育施設 | 01 社会体育施設 | 02 スポーツ・レクリエーション施設の管理運営 | 01 - 1 管理運営体制(体育館) | |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 与板町 | |
| 1 施設概要 長岡市市民体育館 長岡市南部体育館 長岡市北部体育館 長岡市みしま体育館 長岡市新産体育館 2 管理運営体制 ~ 直営(16年度から) (財)長岡市企業公社へ委託 | 1 施設概要 中之島町体育館 中之島町北体育館 2 管理運営体制 直営 | 1 施設概要 越路町町民体育館 越路町体育センター 2 管理運営体制 直営 | 1 施設概要 与板町町民体育館 2 管理運営体制 直営 | |
| 三島町 | 山古志村 | 小国町 | 課 題 | 調 整 方 針 案 |
| 1 施設概要 三島町体育館 2 管理運営体制 直営 | 1 施設概要 山古志村民体育館 2 管理運営体制 直営 | 1 施設概要 小国町勤労者体育センター 2 管理運営体制 直営 | | 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。 |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

279

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目(分科会) | 中項目 | 小項目 | 各種事務事業 | |
|--|--|--|---|-------------------------|
| 27 スポーツ・体育施設 | 01 社会体育施設 | 02 スポーツ・レクリエーション施設の管理運営 | 01 - 3 管理運営体制(テニス場) | |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 与板町 | |
| 1 施設概要 長岡市希望が丘テニス場(16面) 長岡市東山テニス場(4面) 2 管理運営体制 直営(16年度から) (財)長岡市企業公社に委託 | 1 施設概要 中之島町テニスコート(2面) 2 管理運営体制 直営 | 1 施設概要 越路町河川公園庭球場 越路町長谷川運動公園 2 管理運営体制 直営 | 1 施設概要 与板町スポーツ広場テニスコート 2 管理運営体制 直営 | |
| 三島町 | 山古志村 | 小国町 | 課 題 | 調 整 方 針 案 |
| 1 施設概要 三島町運動広場(4面) 2 管理運営体制 直営 | なし | 1 施設概要 おくに運動公園テニスコート(4面) 2 管理運営体制 直営 | | 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。 |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

280

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目(分科会) | 中項目 | 小項目 | 各種事務事業 | |
|---|---|---|---|-------------------------|
| 27 スポーツ・体育施設 | 01 社会体育施設 | 02 スポーツ・レクリエーション施設の管理運営 | 01 - 4 管理運営体制(野球場) | |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 与板町 | |
| 1 施設概要 長岡市悠久山野球場 2 管理運営体制 直営(16年度から) | 1 施設概要 中之島町野球場 2 管理運営体制 直営 | 1 施設概要 越路町河川公園野球場 越路町農村運動広場 2 管理運営体制 直営 | 1 施設概要 与板町スポーツ広場運動広場 2 管理運営体制 直営 | |
| 三島町 | 山古志村 | 小国町 | 課 題 | 調 整 方 針 案 |
| 1 施設概要 三島町スポーツ広場(野球場) 2 管理運営体制 直営 | なし | 1 施設概要 おくに運動公園野球場 2 管理運営体制 直営 | | 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。 |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

281

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目(分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | |
|---|-----------|---|--------|--|----------------------|---|------------------------|
| 27 | スポーツ・体育施設 | 01 | 社会体育施設 | 02 | スポーツ・レクリエーション施設の管理運営 | 01-6 | 管理運営体制(その他運動施設(運動広場等)) |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | 与板町 | |
| <p>1 施設概要 長岡市河川運動公園 ・信濃川河川公園 (軟式野球4、テニ16、ソフトボール2、サッカー2、自由広場1) ・信濃川南部運動公園 (軟式野球2、自由広場1) ・信濃川右岸運動公園(ソフトボール3) ・スポーツ広場(軟式野球4) ・第2スポーツ広場(サッカー2) ・北部運動公園(自由広場1) ・前島スポーツ広場 (軟式野球1、サッカー1、自由広場1) ・トリムコース ・ラジコン広場</p> <p>長岡市乙吉運動広場 (軟式野球1、テニ3)</p> <p>2 管理運営体制 直営(16年度から) (財)長岡市企業公社へ委託</p> | | <p>1 施設概要 中之島町スポーツ広場</p> <p>2 管理運営体制 直営</p> | | <p>1 施設概要 越路町河川公園多目的広場 越路町西谷農村広場 越路町長谷川運動公園</p> <p>2 管理運営体制 直営</p> | | <p>1 施設概要 与板町立ヶ入スキー場</p> <p>2 管理運営体制 直営</p> | |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課題 | |
| <p>1 施設概要 三島町運動広場(ゲートボール場)</p> <p>2 管理運営体制 直営</p> | | <p>1 施設概要 山古志村農村運動広場 山古志村広場(駐車場)</p> <p>2 管理運営体制 直営</p> | | <p>1 施設概要 小国町ゲートボールコート おぐに運動公園総合グラウンド</p> <p>2 管理運営体制 委託 直営</p> | | <p>調整方針案</p> <p>当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。</p> | |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

286

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目(分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | |
|--|-----------|------|-----------------|--|------------------|-------------------------------------|-----------|
| 27 | スポーツ・体育施設 | 02 | スポーツ・レクリエーション振興 | 02 | スポーツ・レクリエーション振興策 | 06 | スポーツ振興報奨金 |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | 与板町 | |
| 1 支給対象 小中学生を除く市民で、全国大会等へ出場する者 小中学生については、別途支給制度あり 2 支給額 選手1人につき5,000円 | | なし | | 1 支給対象 町または町内団体の代表として北信越以上の大会に出場する者 2 支給額 参加費、旅費、宿泊費の半額程度を助成する。 | | なし (全国大会に出場する者に対し、町長交際費から支給している) | |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課題 | |
| なし | | なし | | なし | | 調整方針案 長岡市の制度に統一する。 | |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

287

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目(分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | |
|--|-----------|--|----------|---|----------|--|------------|
| 27 | スポーツ・体育施設 | 04 | 市民総合賠償補償 | 01 | 市民総合賠償補償 | 01 | 市民総合賠償補償事務 |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | 与板町 | |
| <p>1 事業概要</p> <p>市有施設での施設瑕疵による事故や市主催事業における事故に対し、補償(見舞金支給)、賠償金を交付する。 (全国市長会)</p> <p>長岡市市民総合補償規程</p> | | <p>1 事業概要</p> <p>町有施設での施設瑕疵による事故や町主催事業における事故に対し、補償(見舞金支給)、賠償金を交付する。 (全国町村会)</p> <p>中之島町総合災害補償規程</p> | | <p>1 事業概要</p> <p>総合賠償補償保険制度 町村有施設等の瑕疵及び町村等の業務遂行上の過失に起因する事故について、賠償責任負担のてん補。行事等における参加者の事故に対する補償。(全国町村会)</p> <p>町村総合災害補償規則 越路町住民スポーツ災害補償規程</p> | | <p>1 事業概要</p> <p>町有施設での施設瑕疵による事故や町主催事業における事故に対し、補償(見舞金支給)、賠償金を交付する。 (全国町村会)</p> <p>全国町村会総合賠償補償保険制度(施設)</p> | |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課題 | |
| <p>1 事業概要</p> <p>町有施設での施設瑕疵による事故や市主催事業における事故に対し、補償(見舞金支給)、賠償金を交付する。 (全国町村会)</p> <p>三島町総合災害補償規程</p> | | <p>1 事業概要</p> <p>村有施設での施設瑕疵による事故や教育委員会主催事業における事故に対し、補償(見舞金支給)、賠償金を交付する。 (全国町村会)</p> <p>全国町村会総合賠償補償保険制度(施設)</p> | | <p>1 事業概要</p> <p>町有施設での施設瑕疵による事故や町主催事業における事故に対し、補償(見舞金支給)、賠償金を交付する。 (全国町村会)</p> <p>小国町総合災害補償規程</p> | | <p>調整方針案</p> <p>長岡市の制度を基に統一する。</p> | |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

288

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目(分科会) | 中項目 | 小項目 | 各種事務事業 |
|--|---|---|---|
| 27 スポーツ・体育施設 | 02 スポーツ・レクリエーション振興 | 02 スポーツ・レクリエーション振興策 | 07 体育指導委員の報酬等 |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 与板町 |
| 1 委員数 体育指導委員 55名 体育推進員 150名 2 任期 2年(H16.4.1~H18.3.31) 3 報酬 年額 27,000円 但し、推進員は無報酬 4 被服貸与 改選に併せ、 体育指導委員 ジャージ上下、ポロシャツ、ネームバッジ 体育推進員 ポロシャツ、ネームバッジ 【報酬1人年額換算】 27,000円 【委員1人当り予算額】 63,300円 | 1 委員数 体育指導委員 20名 推進員制度無し 2 任期 2年(H15.4.1~H17.3.31) 3 報酬 年額 14,800円 上記のほか費用弁償有り 4 被服貸与 ジャージの上下 【報酬1人年額換算】 14,800円 【委員1人当り予算額】 43,500円 | 1 委員数 体育指導委員 14名(定数15名) 推進員制度無し 2 任期 2年(H16.4.1~H18.3.31) 3 報酬 年額 39,000円 上記のほか費用弁償有り 4 被服貸与 4~5年ごとに ジャージ 【報酬1人年額換算】 39,000円 【委員1人当り予算額】 55,700円 | 1 委員数 体育指導委員 10名(定数10名以内) 推進委員 0名(定数32名以内) 2 任期 2年(H15.4.1~H17.3.31) 3 報酬 年額 36,900円 上記のほか費用弁償有り 4 被服貸与 ジャージの上下 【報酬1人年額換算】 36,900円 【委員1人当り予算額】 72,600円 |
| 三島町 | 山古志村 | 小国町 | 課 題 |
| 1 委員数 体育指導委員 10名 推進員制度無し 2 任期 2年(H16.4.1~H18.3.31) 3 報酬 年額 44,900円 4 被服貸与 貸与は行っていないが、ユニフォーム購入費の一部補助あり。(補助率 50%) 【報酬1人年額換算】 44,900円 【委員1人当り予算額】 60,500円 | 1 委員数 体育指導委員 5名 体育推進員 10名 2 任期 2年(H15.4.1~H17.3.31) 3 報酬 日額3,000円(年間6回) 体育推進員も同様 4 被服貸与 なし 【報酬1人年額換算】 48,000円 【委員1人当り予算額】 80,000円 | 1 委員数 体育指導委員 15名 推進員制度無し 2 任期 2年(H16.4.1~H18.3.31) 3 報酬 日額 5,400円(年間8回) 4 被服貸与 ジャージ 【報酬1人年額換算】 43,200円 【委員1人当り予算額】 89,000円 | 新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。 (長岡地域合併協議会： 新制度を創設し統一する。) |